

提供年月日	令和2年9月24日
担当部課	市民部 協働推進課
担当者	左橋
連絡先電話番号	077-587-6043

防災型小規模コミュニティセンターの設置について

1. 目的

近年、激甚化する台風等の自然災害への対応として、災害時の市民の避難場所等を確保することにより、防災機能を強化するとともに、少子高齢化の進展に伴う地域コミュニティの維持を目的として、市の保有する遊休地を活用し、一定の条件を満たす場合に新たに防災型小規模コミュニティセンターを設置するものです。

2. 建設場所の選定に関する条件

- ① 対象地域内又は近隣に指定避難所が配置されておらず、高齢化率が高い地域
 - ・原則として半径500m以内に指定避難所がない。ただし、地理的条件等の事由により、指定避難所への移動が困難と見込まれる場合は現況に応じて検討する。
 - ・避難対象地域での高齢化率が概ね35%を超えること。
(市平均25.98%以上：R2.4.1現在)
- ② 対象地域及びその周辺に住宅地が概ね500世帯以上あり、かつ近傍地も含め、概ね2,000㎡以上の遊休の市有地がある。
- ③ 対象地域の半分以上が「野洲市洪水ハザードマップ」中、水平避難が困難となる浸水想定が0.5m以上の地域であり、当該事業により対象となる市有地が嵩上げ等を行うことで、安全対策が図れる建設場所がある。
- ④ 維持管理について以下の要件に関し、管理する自治会等からの理解が得られる見込みがあること。

【維持管理についての要件】

- ・原則として指定管理先の地元自治会等において行う。
 - ① 当該施設の建設自体は市で行うが、維持管理は原則として地元自治会等の指定管理等により行うものとする。
 - ② 指定管理料は無償とする。これに基づき通常の維持管理は指定管理先の地元自治会等で行うものとし、大規模改修については市の負担とする。また、通常の維持管理に関する経費における市からの交付金及び補助については対象外とする。
- ・災害時は、当該施設において指定管理先の地元自治会等以外の市民も受け入れるものとする。

3. 建設場所

1) 建設候補地

旧三上幼稚園跡地

野洲市近江富士二丁目字中ノ町1600番34 宅地 2,607.75㎡

2) 候補地選出理由

- ① 当該施設建設に必要な遊休市有地(旧三上幼稚園跡地)が存在すること。
- ② 近江富士団地は、高齢化率(46.1% : R2.4.1現在)が高いこと。
- ③ 対象地域内の地域内の半分以上が、水平避難が困難とされる0.5m以上の浸水が想定される。唯一あった市の指定避難所の三上保育園解体により、緊急に避難所確保が必要となっていること。
- ④ 大規模災害時に当該地域及び近隣の北桜、南桜地域の市民が避難する場合において中継地点としての適切な地理的条件の位置にあること。
- ⑤ 地域コミュニティの維持を確保するための拠点である近江富士自治会館の老朽化対策が課題となっていること。
- ⑥ 地元自治会である近江富士自治連合会では、本年3月に提出された要望において、維持管理等に関する要件を含めて、当該施設の建設を希望されており、この新たな行政モデルに対し理解があること。

4. 検討に至った経緯等

近江富士自治連合会においては、平成14年頃からの行政への要望を含め、長年、円滑な地域コミュニティの拠点である自治会館の改修又は建設について自治連合会内で議論されてきたところです。しかし、自治会館の改修又は建設については、毎年役員が交代される中、議論されても方向性が見いだせず、高齢化の急速な進展も相まって地域コミュニティの危機的な状況が危惧されてきました。

また、当該団地内にあった旧三上幼稚園が、平成12年の耐震診断の結果、危険建物であると判断され、平成14年度に三上幼稚園は移転。その後も旧三上幼稚園を地元にて桜橋会館として利用されてきたものの老朽化より危険であることから、平成29年度に市で除却しています。また、令和元年度に旧三上保育園も老朽化により除却したことで、当該地域には、旧三上幼稚園跡地及び旧三上保育園跡地の遊休市有地が存在し、これらの活用も当該議論には含まれることから、市としても協議及び要望を受けてきたところです。

このような中、市が提案した防災型小規模コミュニティセンターの設置に対して、ようやく本年3月に近江富士自治連合会にて意見集約がなされ、市に対し要望が行われたところです。

なお、当該施設の建設後、既存の近江富士会館については、近江富士自治連合会にて解体後、その跡地及び旧三上保育園跡地を住宅地としての売却を行うことを承諾いただいております。

5. 整備施設概要(想定)

100人程度が収容可能、かつ、一定の防災機能として以下の機能を持つものとし、詳細は、指定管理先の自治会等の協議によります。

- ① 太陽光又はLPガス発電、蓄電や貯水タンク等の非常用設備を装備することにより、3日間程度は、外部支援無しで生活が可能な建物とする。
- ② 耐震性、高齢者避難及び適切な維持管理について配慮した建物とする。
- ③ 各種防災機材や食料等が備蓄できる倉庫を併設するものとする。

6. 財源（参考）

基本的に建設時において一番、有利な財源により建設します。

- ・都市防災総合推進事業：地区公共施設等整備
防災まちづくり拠点施設 補助率（国費）1/2
- ・地方債一般事業（公民館の設置等一般財源をもって措置することが困難な事業を対象 起債充当率 75% 等

7. 今後の予定等

令和2年度：制度の制定及び建設場所の選定

8月：庁議に付議

9月：市議会全員協議会及び自治連合会へ説明

令和3年度：基本計画等の策定

令和4年度：基本設計・実施設計（造成設計・造成工事）

設置条例等の整備

令和5年度：建設工事

令和6年度：開館

※（ ）は造成工事が有る場合